

八幡平市体育施設の指定管理者募集要項

八幡平市体育施設の指定管理者を募集します。

この施設の指定管理者を希望する場合、次により申請してください。市では、申請内容を審査した上で、指定管理者候補者を選定し、議会の議決を経て指定されることとなります。

なお、この募集要項は申請にあたって必要な事項を記載したものであり、施設における管理運営に関する業務については、別添の仕様書において定めることとします。

1 指定管理者募集の趣旨及び目的

八幡平市体育施設（以下「体育施設」という。）の設置趣旨に沿った管理運営を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項及び八幡平市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成 17 年八幡平市条例第 206 号。以下「条例」という。）第 2 条の規定に基づき、体育施設の管理運営に関する業務を行う者（以下「指定管理者」という。）の募集をします。

ただし、施設の効果的な運営を図るため、施設相互に連携をとる必要があることから標記施設を一括して管理運営を行う指定管理者を募集します。

2 指定管理者の指定

体育施設の指定管理者については、条例第 4 条の規定に基づき、体育施設の管理を行わせるに最適な者を「八幡平市指定管理者選定委員会」により指定管理者の候補者として選定し、仮協定を締結後、議会の議決を経て、指定管理者として指定します。

3 対象施設の名称及び所在地

		名	称	位	置
1	西根地区	八幡平市三ツ森グラウンド		八幡平市平笠第 24 地割 1 番地 43	
2		八幡平市総合運動公園多目的運動広場		八幡平市大更第 37 地割 105 番地 2	
3		八幡平市総合運動公園野球場		八幡平市大更第 37 地割 105 番地 2	
4		八幡平市総合運動公園体育館		八幡平市大更第 37 地割 105 番地 2	
5		西根中学校屋外運動場照明施設		八幡平市大更第 24 地割 25 番地	
6		西根第一中学校屋外運動場照明施設		八幡平市堀切第 12 地割 40 番地	
7	松尾地区	八幡平市松尾テニスコート		八幡平市野駄第 7 地割 223 番地 1	
8		八幡平市松尾相撲場		八幡平市野駄第 7 地割 220 番地	
9		八幡平市松尾柔剣道場		八幡平市野駄第 7 地割 220 番地	
10		八幡平市松尾 B&G 海洋センター		八幡平市野駄第 7 地割 223 番地 2	
11		八幡平市松尾総合運動公園多目的運動場		八幡平市野駄第 7 地割 203 番地	
12		八幡平市松尾総合運動公園多目的屋内運動場		八幡平市野駄第 7 地割 206 番地	
13		八幡平市ラグビー場		八幡平市松尾寄木第 7 地割 3 番地 1	
14		八幡平市中山ラグビー場		八幡平市松尾寄木第 2 地割 538 番地	

15	安代地区	八幡平市中山野球場	八幡平市松尾寄木第 2 地割 502 番地
16		松尾中学校屋外運動場照明施設	八幡平市野駄第 14 地割 57 番地
17		八幡平市安代グラウンド	八幡平市寺志田 50 番地 2
18		八幡平市矢神飛躍台	八幡平市矢神 178 番地 26
19		八幡平市田山グラウンド	八幡平市馬場下タ 46 番地 1
20		八幡平市矢神体育館	八幡平市矢神 14 番地 2
21		八幡平市安代地区体育館	八幡平市叭田 70 番地
22		安代中学校屋外運動場照明施設	八幡平市清水 50 番地

4 施設概要

別紙「八幡平市体育施設指定管理者仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりです。

5 応募資格

応募の資格は、次のとおりとします。

- (1) 法人及びその他の団体とします。
- (2) 次の事項に該当しないものとします。
 - ① その他の団体の代表者が、法律行為を行う能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者
 - ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4、及び第 167 条の 11 第 1 項の規定により、本市における一般競争入札及び指名競争入札の参加を制限されている法人又はその他の団体
 - ③ 法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取り消しを受けたことがある法人又はその他の団体
 - ④ 指定管理者の指定手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した法人又はその他の団体
 - ⑤ 国税及び地方税を滞納している法人又はその他の団体の代表者
 - ⑥ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある法人又はその他の団体
 - ⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続きまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされている法人又はその団体

6 体育施設の管理に関する基本的考え方

体育施設の管理については、法令等を遵守し、次に掲げる項目に沿って行わなければなりません。

- (1) 体育施設の設置趣旨に基づき管理運営を行うこと。
- (2) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上を図ること。
- (3) 施設の適切な維持管理及び管理経費の削減が図られること。
- (4) 個人情報の保護を徹底すること。

7 指定管理者が行う業務

- (1) 八幡平市体育施設条例（平成 17 年八幡平市条例第 187 号。以下「体育施設条例」という。）第 18

条に規定される業務

ア 体育施設の利用の許可及び制限に関する業務。

イ 体育施設の維持管理に関する業務。

ウ その他市長が必要と認める業務。

(2) 八幡平市体育施設指定管理者仕様書記載の業務

(3) 災害発生時の対応

対象施設のうち一部施設は、「八幡平市地域防災計画」において、下記表のとおり指定されており、地震、風水害等の災害発生時には、記載の用途として使用されることがあります。また、災害発生時の状況によっては、随時、協力を求められる可能性があります。指定管理者は、「災害時等における施設使用の協力に関する特記事項」に従い、あらかじめ必要な体制整備を行い、協力するよう努めなければなりません。

施設名称	用途
八幡平市総合運動公園多目的運動広場	ヘリポート及び補給基地
松尾柔剣道場	避難場所
八幡平市松尾総合運動公園多目的運動場	ヘリポート及び補給基地
八幡平市ラグビー場	ヘリポート及び補給基地
八幡平市中山ラグビー場	ヘリポート及び補給基地
八幡平市安代グラウンド	ヘリポート及び補給基地
八幡平市田山グラウンド	避難場所、ヘリポート及び補給基地
安代地区体育館	避難場所

8 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

9 利用期間等

別紙仕様書のとおりです。

10 利用料金等

法第244条の2第8項に定める利用料金制を採用します。そのため、利用料金は、指定管理者の収入になります。

また、利用料金は、体育施設条例で定める額を上限として、市長の承認を得て定めることとなります。

なお、指定管理者は、体育施設条例第11条の規定に基づき、あらかじめ市長の承認を受けて、利用料金を減免することができます。ただし、減免した利用料金についての補てんは行いません。

11 施設の利用及び決算の状況

当該施設の令和5年～令和7年度の利用実績及び決算額は、別表1及び別表2に示すとおりです。

なお、これは目安であり、ご提案いただく事業内容等を制限するものではありません。

12 指定管理に関する経費（指定管理料）の支払

施設の管理業務に要する経費（人件費、事務費、消耗品費、光熱水費等）については、施設の利用料金収入などの収入見込み分と市からの指定管理料をもって充てることになります。市は管理業務に関する経費から利用料金収入見込み額を差し引いた額を指定管理者に指定管理料として支払います。指定管理料の額は、申請の際に提出のあった収支計算書において示された管理費用の金額を上限として、市の予算の範囲内で、協定において定めるものとします。

(1) 指定管理料の支払い

指定管理料は、各年度ごとに市と指定管理者が協議して作成する支払計画（年度協定書）に従って支払います。

(2) 指定管理料の精算

事業収入の増加、経費の削減など指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、原則として精算による返還を求めません。また、事業収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補てんは行いません。

(3) 指定管理料の上限額

指定管理期間中における指定管理料の上限額は 462,741,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とします。

(4) 管理口座・経理区分

管理業務に係る収入及び支出については、独立した口座を設けて管理を行い、指定管理者としての業務に係る経費とその他の業務に係る経費を区分して整理してください。

13 応募書類

提出書類は次のとおりとしますが、それに係る費用は応募者の負担とし、提出された資料や書類は返却しません。また、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(1) 指定申請書（様式第 1 号）

(2) 事業計画書（様式第 2 号）

(3) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(4) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書、法人以外にあっては団体の役員名簿及び組織に関する事項を記載した書類

(5) 議会議員等との関係に関する申告書（参考様式 1）

(6) 団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録（ただし、任意団体においては、その団体の経理状況を示す書類をもって替えることができる。）

(7) 指定を受けようとする施設の管理に関する業務の収支計画書（様式第 3 号）

(8) 市町村税の未納がないことが判る証明書（申請時点で 3 月以内に発行されたもの、写し可）

(9) その他市長が必要と認める書類

14 応募の方法

指定管理者指定申請書の他必要書類を添えて、受付期間内に直接持参してください。（土・日曜日、祝日は除く。）

なお、郵送、FAX 等による受付は行いません。

(1) 受付期間等

令和 8 年 9 月 18 日（金）から令和 8 年 10 月 26 日（月）まで
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(2) 受付場所

八幡平市野駄第 21 地割 170 番地 八幡平市役所市民部文化スポーツ課

15 現地説明会

応募予定者が希望する場合に限り、現地説明会を実施します。

(1) 現地説明会実施期間

令和 8 年 9 月 25 日（金）から令和 8 年 10 月 16 日（金）まで

(2) 現地説明会希望受付期間

令和 8 年 9 月 18 日（金）から令和 8 年 10 月 9 日（金）まで

(3) 日程調整

F A X 又はメールにより希望日時を送付してください。（できれば、複数の希望日時をお知らせください。）調整の上、F A X 又はメールにより現地説明会の日程等をご連絡します。

なお、日程調整の都合上、連絡先及び電話番号もお知らせください。

F A X 番号：0195-74-2102

メールアドレス：bunkasports@city.hachimantai.lg.jp

16 質問の受付・回答

(1) 受付期間

令和 8 年 9 月 18 日（金）から令和 8 年 10 月 20 日（火）17 時 15 分まで

(2) 提出方法

F A X 又はメールにより質問内容を送付してください。

F A X 番号：0195-74-2102

メールアドレス：bunkasports@city.hachimantai.lg.jp

(3) 質問に対する回答

令和 8 年 10 月 22 日（木）までに応募者全員に F A X 又はメールにより回答します。

17 選定方法、選定基準等

(1) 選定方法

選定基準に基づき、八幡平市指定管理者選定委員会において、応募書類等により指定管理者の候補者の選定を行います。

(2) 選定基準

指定管理者の候補者を選定する際は、次の基準に照らし、公平かつ適正に審査し、選定します。

- ① 施設設置の目的が達成できること。
- ② 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。
- ③ 事業計画の内容が当該事業計画書に係る公の施設の公用を最大限に発揮するものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られること。
- ④ 事業計画書に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有すること。
- ⑤ 個人情報の保護について、適正な措置が講じられていること。

⑥ 安全管理、緊急時の対応について、適正な措置が講じられていること。

(3) 審査の評価項目

応募者から提出された書類とプレゼンテーションについて、審査項目ごとに審査を行い、最も成績の良い応募者を選定します。

選定基準	
① 施設設置の目的が達成できること	
	施設の運営に関して、意欲・熱意・姿勢が感じられるか。
	施設の設置目的の趣旨を十分理解しているか。
	施設の現状把握や将来への展望は適正か。
② 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること	
	利用者サービスの向上がなされているか。
	事業内容に偏りがあり、利用者が限られることはないか。
	利用者の意見・要望等を改善・反映させる方策がとられているか。
	自主事業の内容が、施設の設置目的の実現に寄与し、利用者にとって魅力的なものになっているか。
	トラブル防止のためのチェック体制や対処方法がとられているか。
	利用を促進させるための取組みがなされているか。
③ 事業計画の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られること	
	指定管理等収支予算が適正であるか。
	管理運営経費縮減のための工夫が図られているか。
	施設を適正に管理運営できる体制か。
	施設の維持管理について、安全性・快適性が確保されているか。
	環境への配慮がなされているか。
④ 事業計画書に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有すること	
	応募者の財政状況は健全か。
	施設の管理運営の実績はどうか。
	職員の配置計画や採用計画は適正か。
	職員の勤務形態及び勤務条件は適正か。
	職員に対する人材育成・研修計画は適正か。
⑤ 個人情報の保護について、適正な措置が講じられていること	
	個人情報に対する管理体制等が図られているか。 (情報管理、書類の保管、漏えい防止・対応)
⑥ 安全管理、緊急時の対応が講じられていること	
	防犯・防災への対応がなされているか。
	事故への未然防止策、事故発生時の対応がなされているか。
	緊急時における組織対応や連絡体制は明確か。
⑦ その他	
	市との連絡調整に関する体制は明確か。
	物品の調達等について市内企業の活用、地域からの職員の雇用について配慮がなされているか。

18 選定結果

応募者全員に文書で通知します。

19 選定審査対象除外

次の要件に該当する場合は、選定審査の対象から除外します。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 提出期限までに必要な書類を提出できなかったとき。
- (3) その他不正行為があったとき。

20 仮協定及び協定の締結

指定管理者の候補者として選定された応募者は、直ちに仮協定を締結します。仮協定は、議会の議決後に指定通知と同時に本協定となるものです。

21 違約金

安定かつ適切な施設の管理運営を確保するため、指定管理者が正当な理由がなく施設の管理運営を実施しない等の理由で指定を取り消されたときや、指定管理者の自己都合により指定管理期間満了前に撤退したときは、市は指定管理者に対し違約金を請求します。

- (1) 違約金の額は、市と指定管理者が協議の上、決定します。
- (2) 納入期限は、市から違約金の請求があった日から 30 日以内とします。

22 損害賠償責任

- (1) 指定管理者は、次のいずれかに該当したときは、その損害を賠償することになります。

なお、この場合において違約金の額を超えて市に損害が発生した場合は、市は指定管理者にその賠償金を追加請求します。

- ① 指定管理者は、故意または過失により管理物件を損傷し、または滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければなりません。ただし、市が特別の事情があると認めたときは、市は、その全部または一部を免除することができるものとします。
 - ② 指定管理者が本業務を実施する上で、市又は第三者に損害を与えたとき。
 - ③ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定管理者の指定が取り消された場合において、市又は第三者に損害を与えたとき。
 - ④ 指定管理者が本業務の実施に際し、指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合において、市が当該第三者に対して損害賠償を行ったときは、市は指定管理者に対して損害額の全部又は一部を求償することができます。
- (2) 市は、施設設置者の責任において、火災のほか必要な損害賠償等の保険に加入します。
 - (3) 指定管理者は、市の損害賠償に対応できるような賠償資力を確保するため、適切な保険に加入してください。
 - (4) 指定管理者は、法第244条の2第11項の規定により、指定の取り消しを受け、または期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じられた場合において、市に対してその損害を請求することができません。

23 その他

- (1) 議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、当該指定管理に係る業務及び管理の準備のために支出した費用等については、一切補償しません。
- (2) 応募に関して必要となる費用については、すべて応募者の負担とします。
- (3) 申請書類提出後に辞退する場合は、必ず「辞退届」を提出してください。
- (4) 提出された書類の内容を変更することはできません。
- (5) 申請書類は、理由のいかんを問わずお返ししません。
- (6) 審査の決定に関しては、いかなる場合においても質疑、不服申し立て、異議申し立て等は受け付けません。

24 問合せ先

〒028-7397 岩手県八幡平市野駄第21地割170番地

八幡平市 文化スポーツ課 担当：齊藤

電話：0195-74-2111 F A X 番号：0195-74-2102

メールアドレス：bunkasports@city.hachimantai.lg.jp

別表 1

体育施設利用者数

	地区	施設名		年度	R5	R6	R7		
1	西根地区	三ツ森グラウンド		件数	44	36	43		
				人数	1,019	1,027	1,006		
2		八幡平市総合運動公園多目的運動広場 (GG コース含む)		件数	23	22	11		
				人数	2,617	2,715	1,366		
3		八幡平市総合運動公園野球場		件数	68	66	15		
				人数	10,551	6,910	3,381		
4		八幡平市総合運動公園 体育館		体育館		件数	754	784	711
						人数	21,029	21,440	19,600
				トレーニング室		件数	8,851	9,179	10,656
						人数	8,851	9,179	10,656
				フィットネスルー ム・会議室		件数	89	81	99
						人数	1,642	1,418	1,170
5		西根中学校屋外運動場照明施設		件数	64	76	81		
				人数	1,573	1,746	1,875		
6		西根第一中学校屋外運動場照明施設		件数	51	59	66		
				人数	1,472	1,419	1,505		
7	松尾地区	八幡平市松尾テニスコート		件数	224	304	291		
				人数	2,237	2,235	2,036		
8		八幡平市松尾相撲場		件数	8	2	3		
				人数	915	450	900		
9		八幡平市松尾柔剣道場		件数	95	138	80		
				人数	1,175	1,553	1,065		
10		B & G 海洋センター		件数	100	129	94		
				人数	2,873	2,893	2,816		
11		八幡平市松尾総合運動 公園多目的運動場		多目的運動場		件数	37	47	31
						人数	11,386	12,075	13,523
				GG 等コース		件数	4,305	4,651	3,813
						人数	9,907	10,695	8,768

別表 1

12	安代地区	八幡平市松尾総合運動公園多目的屋内運動場	アリーナ	件数	1,787	1,950	1,881
				人数	24,188	27,043	25,030
			トレーニング室	件数	149	116	45
				人数	149	116	45
13		八幡平市ラグビー場	件数	64	59	106	
			人数	9,226	9,138	16,123	
14		八幡平市中山ラグビー場	件数	35	27	33	
			人数	3,328	3,222	2,404	
15		八幡平市中山野球場	件数	48	36	24	
			人数	1,922	945	623	
16		松尾中学校屋外運動場照明施設	件数	62	53	55	
			人数	1,070	989	985	
17		八幡平市安代グラウンド	件数	0	0	0	
			人数	0	0	0	
18		八幡平市矢神飛躍台	件数	18	32	16	
			人数	683	1,775	433	
19		八幡平市田山グラウンド	件数	125	136	91	
			人数	3,739	6,103	4,855	
20		八幡平市矢神体育館	件数	44	15	7	
			人数	773	130	28	
21	八幡平市安代地区体育館	体育室	件数	338	314	255	
			人数	4,976	4,210	2,563	
		多目的室	件数		17	52	
			人数		195	695	
22	安代中学校屋外運動場照明施設	件数	0	0	0		
		人数	0	0	0		
合 計				件数	17,383	18,329	18,593
				人数	127,301	129,621	123,445

令和 5 年度収支決算内訳書（体育施設分）

○収入

単位：円

区 分	金 額	内 訳
1 管理料	88,502,258	令和 5 年度指定管理料
2 利用料	13,202,510	西根地区体育施設使用料 5,900,350 松尾地区体育施設使用料 7,091,910 安代地区体育施設使用料 210,250
3 販売収入	929,643	自動販売機収入
4 自主事業参加料	983,400	
5 雑収入	510,766	行為許可料等
収入合計（A）	104,128,577	

○支出

単位：円

区 分	金 額	内 訳
1 自主事業支出	6,006,338	自主事業経費
2 給料手当	40,348,778	職員、施設、事務補助員 給与
3 退職給付	456,576	職員退職金積立
4 福利厚生費	5,712,583	社会保険、労働保険
5 旅費交通費	177,499	防火管理講習旅費、駐車場代 他
6 通信運搬費	335,315	電話、インターネット、郵便代、放送受信料
7 消耗品費	12,332,651	各施設消耗品
8 修繕費	3,714,670	施設修繕、作業機械修繕
9 印刷製本費	0	
10 燃料費	2,580,267	重油、灯油、ガソリン、軽油
11 光熱水費	16,467,834	電気、水道、ガス
12 賃借料	1,467,676	A E D、券売機リース料 他
13 保険料	563,910	軽トラック任意保険、施設賠償責任保険
14 租税公課	5,577,579	自動車税、収入印紙、消費税及び地方消費税
15 支払手数料	3,686,480	各種支払手数料、施設清掃作業手数料 他
16 整備費	0	
17 研修費	121,670	各種講習会受講料
18 会議費	0	
19 備品購入費	1,362,525	改刷に係る券売機改造備品、車両等
20 法人税、住民税及び事業 税	3,188,646	法人税、住民税、事業税
21 雑支出	45,600	新聞購読料
支出合計（B）	104,146,597	
収支（A）－（B）	-18,020	

令和 6 年度収支決算内訳書（体育施設分）

○収入

単位：円

区 分	金 額	内 訳
1 管理料	85,727,000	令和 6 年度指定管理料
2 利用料	12,899,040	西根地区体育施設使用料 5,925,880 松尾地区体育施設使用料 6,768,110 安代地区体育施設使用料 205,050
3 販売収入	978,411	自動販売機収入
4 自主事業参加料	921,400	
5 雑収入	685,904	クロカンコース刈払い、ラグビー場芝播種業務、行為許可料等
収入合計（A）	101,211,755	

○支出

単位：円

区 分	金 額	内 訳
1 自主事業支出	5,935,586	自主事業経費
2 給料手当	37,176,130	職員、施設、事務補助員 給与
3 退職給付	387,072	職員退職金積立
4 福利厚生費	5,475,568	社会保険、労働保険
5 旅費交通費	79,306	指定管理施設旅費
6 通信運搬費	353,151	電話、インターネット、郵便代、放送受信料
7 消耗品費	14,732,990	各施設消耗品
8 修繕費	2,810,693	施設修繕、作業機械修繕
9 印刷製本費	66,000	施設利用申請書印刷代
10 燃料費	2,559,230	重油、灯油、ガソリン、軽油
11 光熱水費	16,221,906	電気、水道、ガス
12 賃借料	1,525,309	A E D、券売機、作業機械リース料 他
13 保険料	544,680	軽トラック、作業機械任意保険、施設賠償責任保険
14 租税公課	5,421,066	自動車税、収入印紙、消費税及び地方消費税
15 支払手数料	3,641,270	各種支払手数料、施設作業手数料
16 整備費	0	
17 研修費	30,600	資格更新、B&G プール安全講習会費
18 会議費	0	
19 備品購入費	0	
20 法人税、住民税及び事業税	2,352,300	法人税、住民税、事業税
21 雑支出	48,000	新聞購読料
支出合計（B）	99,360,857	
収支（A）－（B）	1,850,898	

令和 7 年度収支決算内訳書（体育施設分）

○収入

単位：円

区 分	金 額	内 訳
1 管理料	87,154,000	令和 7 年度指定管理料
2 利用料	12,586,470	西根地区体育施設使用料 5,603,980 松尾地区体育施設使用料 6,732,060 安代地区体育施設使用料 250,430
3 販売収入	1,077,947	自動販売機収入
4 自主事業参加料	520,900	
5 雑収入	782,615	行為許可料、野球場改修工事電気使用料
収入合計（A）	102,121,932	

○支出

単位：円

区 分	金 額	内 訳
1 自主事業支出	1,421,722	自主事業経費
2 給料手当	39,527,440	職員、施設作業員、事務補助員 給与
3 退職給付	496,800	職員退職金積立
4 福利厚生費	5,199,511	社会保険、労働保険
5 旅費交通費	74,380	講習
6 通信運搬費	821,501	電話、インターネット、郵便代、放送受信料 他
7 消耗品費	8,928,877	各施設消耗品
8 修繕費	3,766,760	施設修繕、作業機械修繕
9 印刷製本費	70,400	施設利用申請書印刷代
10 燃料費	2,861,918	重油、灯油、ガソリン、軽油
11 光熱水費	15,524,321	電気、水道、ガス
12 賃借料	1,087,864	A E D、券売機、作業機械リース料 他
13 保険料	587,740	軽トラック、作業機械任意保険、施設賠償責任保険
14 租税公課	6,033,181	自動車税、収入印紙、消費税及び地方消費税
15 支払手数料	2,124,489	各種支払手数料、施設作業手数料 他
16 整備費	0	
17 会議費	23,855	B&G プール安全講習会費、防火管理者講習受講料
18 研修費	0	
19 備品購入費	0	
20 法人税、住民税及び事業税	4,623,100	法人税、住民税、事業税
21 雑支出	48,000	新聞購読料
支出合計（B）	93,221,859	
収支（A）－（B）	8,900,073	